

大田区旅館業法施行条例及び大田区住宅宿泊事業法施行条例 改正案(令和9年度上半期施行予定)概要

大田区旅館業法施行条例

※施行後の新規申請に適用

内容	現行	改正案
管理者の体制 (営業者遵守事項)	苦情及び問合せに対応するための体制があれば、 施設に管理者不在でも可	出入り状況が確認でき、緊急時等の対応ができる場所 (＝玄関帳場)に、 管理者常駐必須
玄関帳場 (構造設備基準)	玄関帳場代替設備（徒歩10分での駆け付け体制、 テレビ電話等での宿泊者本人確認設備、防犯カメラ等） でも可	宿泊者の利用しやすい位置に、受付等の事務に適した広さを有する 玄関帳場(フロント)必置
管理事務所 (構造設備基準)	(規定なし)	常駐の体制維持のために必要な 管理事務所必置
一体的な管理 (構造設備基準)	(規定なし)	玄関帳場、客室等を 一体的に管理、かつ、住居と区画 され、 これらが混在していない構造であること（集合住宅内に点在等は不可）

大田区住宅宿泊事業法施行条例

※原則、施行後の新規申請に適用（『ICTを用いた管理の義務化』のみ既存施設にも適用）

区域	現行		改正案	
① 旅館業実施不可 の区域 (住居専用地域等)	家主居住型	実施可	形態（家主居住型、家主不在型）にかかわらず 実施不可	【全施設に適用】 ICTを用いた 管理の義務化 (防犯カメラ等により、 宿泊者の出入りの状況 を常時鮮明な画像により 確認し、記録できる体制 を確保) ※ 既存施設にも 一定の猶予期間を 設けて適用
	家主不在型	実施不可		
② 小学校・中学校 周囲100メートル 以内の区域 (①以外)	家主居住型	実施可	形態（家主居住型、家主不在型）にかかわらず 実施不可	
	家主不在型	金曜正午から月曜正午まで の期間のみ営業可		
③ ①②以外 (旅館業実施可) の区域内	実施可 (形態にかかわらず、曜日制限等なし)		土曜正午から月曜正午まで、及び祝日 の期間のみ営業可	